

年管企発0330第10号

年管管発0330第2号

令和5年3月30日

地方厚生（支）局年金調整（年金管理）課長 殿
市町村（特別区を含む。）民生主管部（局）国民年金主管課（部）長 殿

厚生労働省年金局事業企画課長

（公印省略）

厚生労働省年金局事業管理課長

（公印省略）

「配偶者からの暴力による被害者に係る生活再建支援の強化について」
の取組による周知及び関連通知の一部改正について

今般、内閣府男女共同参画局において、DV防止及び被害者支援に係る施策の抜本的な強化に向けて、法制度の運用など、様々な課題に対し、政府一体となって各府省が連携して取り組むため、「配偶者からの暴力による被害者に係る生活再建支援の強化について」（令和4年12月26日DV対策抜本強化局長級会議決定）が別添のとおりとりまとめられた。

これに基づき、下記のとおり周知を行うとともに、関連通知を一部改正することとしたので通知する。

記

1 配偶者からの暴力を受けた者に係る取扱いの周知について

年金関係事務においては、「配偶者からの暴力を受けた者に係る国民年金、厚生年金保険及び船員保険における秘密の保持の配慮について」（平成19年2月21日付け庁保険発第0221001号）により通知している取扱いにより、配偶者からの暴力を受けた被害者の秘密保持を図っているところである。

また、「配偶者からの暴力を受けた者に係る国民年金保険料の免除制度の改善について」（平成24年7月6日付け年管管発第0706第2号）により通知しているとおり、国民年金法施行規則第77条の7第3号及び第4号の規定に基づき、配偶者からの暴力を受けた被害者からの国民年金保険料の免除申請については、所得審査において特例を設けているところである。

これらの取扱いについて、改めて周知徹底を図り、遺漏のないよう取り扱われたい。

2 関連通知の一部改正について

現在、配偶者からの暴力を受けた者に係る取扱いを実施するに当たり、婦人相談所が発行する、配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書（地方公共団体の判断により、婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが発行した証明書を含む。）の提出を求めているところであるが、今般の取組により、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）や地方公共団体と連携して配偶者からの暴力を受けた者の支援を行っている民間支援団体（一時保護委託を受けている民間シェルター、配偶者暴力に関する協議会参加団体、補助金等交付団体）が発行した確認書も、上記証明書と同様のものとして取扱うこととしたので、次の通知について、別添のとおり改正することとした。

本改正に係る内容について御了知いただくとともに、実施に当たっては周知徹底を図り、遺漏の無いよう取り扱われたい。

なお、この取扱いに関しては、日本年金機構に対し通知するほか、厚生労働省子ども家庭局を通じ、各都道府県の婦人相談所等の関係機関、婦人相談員及び管内の市町村（特別区を含む。）に対する周知を依頼するとともに、内閣府男女共同参画局を通じ、各都道府県の配偶者暴力相談支援センター等の関係機関及び管内の市町村（特別区を含む。）に対する周知を依頼することとしている。

【改正対象通知】

- 「配偶者からの暴力を受けた者に係る国民年金、厚生年金保険及び船員保険における秘密の保持の配慮について」（平成 19 年 2 月 21 日付け庁保険発第 0221001 号）
- 「配偶者からの暴力を受けた者に係る国民年金保険料の免除制度の改善について」（平成 24 年 7 月 6 日付け年管管発第 0706 第 2 号）
- 「DV 被害者に係る遺族年金等の生計同一認定要件の判断について」（令和 3 年 9 月 1 日付け年管管発 0901 第 2 号）

以上

庁保険発第 0221001 号
平成 19 年 2 月 21 日
(最終改正：令和 5 年 3 月 30 日付け年管企発 0330 第 10 号、年管管発 0330 第 2 号)
※ 改正部分は赤字

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁運営部企画課長
(公印省略)

社会保険庁運営部年金保険課長
(公印省略)

配偶者からの暴力を受けた者に係る国民年金、厚生年金保険及び船員保険
における秘密の保持の配慮について

配偶者からの暴力を受けた者の保護については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成 13 年法律第 31 号。以下「法」という。)第 2 条の 2 の規定に基づき告示された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(平成 16 年 12 月 2 日内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第 1 号)等に基づき取り扱っているところである。

今般、配偶者からの暴力を受けた国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険の被保険者若しくは被保険者であった者(法第 3 条第 3 項に規定する同伴する家族を含む。以下「被害被保険者等」という。)又は受給権者(法第 3 条第 3 項に規定する同伴する家族を含む。以下「被害受給権者」という。)から、配偶者(法第 1 条第 1 項に規定する配偶者からの暴力を受けた者の配偶者又は配偶者であった者をいい、法第 1 条第 3 項に規定する婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び、法第 28 条の 2 に規定する生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある者等を含む。以下同じ。)に対し、国民年金原簿等に記録されている住所等(以下「住所等」という。)を知られないよう秘密の保持に配慮してほしい旨の申出があった場合、法第 23 条に基づき下記のとおり取り扱うこととしたので遺漏のないようお取り計らい願いたい。

また、この取扱いに関しては、厚生労働省雇用均等・児童家庭局を通じ、各都道府県の婦人相談所等の関係機関、婦人相談員及び管内の市町村(特別区を含む。)に対する周知を依頼するとともに、内閣府男女共同参画局を通じ、各都道府県の配偶者暴力相談支援センター等の関係機関及び管内の市町村(特別区を含む。)に対する周知を依頼することとしているが、貴職におかれても管内の市町村(特別区を含む。)の国民年金主幹課に対し当該取扱いについて周知をお願いしたい。

なお、下記 2 の新たな基礎年金番号の付番処理に関する社会保険オンラインシステムに係る事務処理の取扱いについては、別途社会保険業務センターから通知する。

記

1 被害被保険者等からの申し出に対する取扱い

- (1) 被害被保険者等又は被害受給権者から、配偶者に対し住所等を知られないよう秘密の保持に配慮してほしい旨の申出があった場合には、婦人相談所が発行する、配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書（地方公共団体の判断により、婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが発行した証明書を含む。以下「証明書」という。）（別紙1）の提出を求めること。（当該証明書は、配偶者からの暴力を理由として保護したことを証明するものであって、配偶者からの暴力があった事実を証明するものではない。）

ただし、裁判所において発行する法第10条に基づく保護命令に係る書類等他の公的機関等が発行する配偶者からの暴力を理由として保護した旨を証する書類をもって証明書に代えることができること。

~~なお、証明書の発行が行われていない場合や前記の書類がない場合には、証明書の作成について婦人相談所等に依頼するよう助言すること。~~

- (2) 婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）や地方公共団体と連携して配偶者からの暴力を受けた者の支援を行っている民間支援団体（一時保護委託を受けている民間シェルター、配偶者暴力に関する協議会参加団体、補助金等交付団体）が発行した確認書（以下「確認書」という。）（別紙2）も、上記証明書と同様のものとして取扱う。

上記民間支援団体から確認書の提出があった場合で、所定の記載内容に不備等があり確認が必要と認められる場合は、確認書を作成した団体等や団体等が連携している地方公共団体へ連絡を行い、確認書提出の事実確認を行うこと。

- (3) 証明書又は確認書（以下「証明書等」という。）の受付を行った場合には、窓口装置等で本人確認を行うこと。

なお、証明書等の発行が行われていない場合や前記(1)ただし書の書類がない場合には、状況に応じて、証明書等の作成について婦人相談所、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関又は地方公共団体と連携して配偶者からの暴力を受けた者の支援を行っている民間支援団体に依頼するよう助言すること。

2 被害被保険者等に対する秘密保持の取扱い

被害被保険者等又は被害受給権者から、配偶者に対し住所等を知られないよう秘密の保持に配慮してほしい旨の申出があった場合、以下の事務処理により被害被保険者等又は被害受給権者であることを管理・確認するための新たな基礎年金番号（以下「新基礎年金番号」という。）に変更すること。（別添参照）

また、新基礎年金番号に変更した場合は、被害被保険者等については新基礎年金番号が記載された年金手帳を、被害受給権者については新基礎年金番号が記載された年金証書をそれぞれ交付するとともに、新基礎年金番号に変更した旨を被害被保険者等又は被害受給

権者に十分説明すること。

なお、被害被保険者等が厚生年金保険又は船員保険の被保険者である場合には、新基礎年金番号を事業主等に伝えるよう説明すること。

(1) 新基礎年金番号の払出しに係る業務処理

- ① 社会保険事務所等は、証明書等に基づき、被害被保険者等又は被害受給権者毎に「基礎年金番号変更処理票」（以下「処理票」という。）~~（別紙2）~~を起票し、処理票及び証明書等の写しを郵送にて社会保険業務センター記録管理部年金番号課（以下「業務センター」という。）に進達すること。

なお、証明書等の写しの添付ができない場合であって、処理票のみの送付についても差し支えないが、その場合は、その理由を特記事項に記載すること。

- ② 業務センターでは、進達された処理票及び証明書等の写しに基づき新基礎年金番号の払出しを行い、当該基礎年金番号を追記した処理票の写しを進達元社会保険事務所等に郵送すること。

なお、被害被保険者等が現に共済組合等の組合員又は加入者（以下「共済組合現存者」という。）である場合は、基礎年金番号通知書（以下「通知書」という。）を併せて郵送すること。

(2) 新基礎年金番号が払出された後の業務処理

- ① 社会保険事務所等では、業務センターから処理票~~票~~の写し、処理結果画面の写し及び通知書（共済組合現存者の場合）の送付を受けたときには、「基礎年金番号重複取消処理」により従前の基礎年金番号を新基礎年金番号に統合すること。
- ② 被害被保険者等の場合、「基礎年金番号重複取消処理」を行った後、必要に応じて現存被保険者ファイルの住所変更処理を行った上で、新しい年金手帳の再発行処理を行うこと。
- ③ 被害被保険者等が厚生年金保険の被保険者である場合に、申出を行った社会保険事務所等と被保険者記録を管轄する社会保険事務所等が異なるときは、管轄する社会保険事務所等に連絡し基礎年金番号重複取消処理の依頼を行うこと。
- ④ 被害受給権者の場合、「年金受給権者年番・年金コード訂正処理」を行い、新しい年金証書を再発行すること。

なお、年金受給権者の住所地の変更が必要な場合は、「基礎年金番号重複取消処理」を行った後、「年金受給権者年番・年金コード訂正処理」の前に年金受給権者住所変更処理を行うこと。

(3) 業務処理における留意事項

- ① 基礎年金番号変更処理票を起票する際の留意事項

ア 以下⑤のアに掲げる帳票については、被害受給権者の住民票上の市町村に送付することとなっているため、被害受給権者より婦人相談所等の住所への変更の申請があった場合、業務センターにおいては、別途、住民票上の住所を管理する必要があることから、基礎年金番号変更処理票を起票する際は、次のことに留意すること。

(ア) 基礎年金番号情報照会により年金受給の有無を確認し、「④年金受給の有無」欄の有・無に○で囲むとともに、年金コードを記入すること。

(イ) 「変更前の住所」欄は、住民票上の住所を記入すること。

(ウ) 変更後の住所が住民票上の住所と同一であるときは、その旨を「特記事項」欄に記入すること。その際は、「㊟変更前の住所」欄の記入は不要であること。

イ 被害被保険者等又は被害受給権者が共済組合現存者である場合は、「特記事項」欄に「共済現存者」と記載すること。

② 新基礎年金番号の払出し後に、被害受給権者から住所変更届の提出があった場合の留意事項

被害受給権者から住所変更届の提出があった場合は、社会保険事務所等において住所変更処理を行った上、住所変更届の写しを業務センターに送付すること。

その際、住民票上の住所の変更であるかを確認し、住所変更届の写しの余白に住民票上の住所の変更であるのか、居所の変更であるのかを記載すること。

③ 新基礎年金番号払出し後の被害被保険者等に関する届出について

被害被保険者等の資格等に関する届出が提出された際に、旧の基礎年金番号で届出があった場合には、返戻することなく受理し、処理の上事業主等あて通知すること。

なお、事業主等あて通知する基礎年金番号については、新基礎年金番号への補正は行わないこと。

④ 従前の基礎年金番号に戻す場合の留意事項

被害被保険者等又は被害受給権者より従前の基礎年金番号に戻したい旨の申出があった場合は、「基礎年金番号重複取消届（取消）」の提出を求め、社会保険事務所等において、基礎年金番号重複取消（取消）処理を行うこと。

その後、基礎年金番号重複取消処理により新基礎年金番号を従前の基礎年金番号に統合し、新しい年金手帳又は年金証書を交付すること。

なお、共済組合現存者に係る基礎年金番号重複取消処理(取消)は、業務センターにおいて行うため、「基礎年金番号重複取消届（取消）」の余白に「被害被保険者等・共済組合現存者」又は「被害受給権者・共済組合現存者」と朱書きの上、業務センターに送付すること。

また、被害受給権者である場合は、基礎年金番号重複取消届（取消）の写しを業務センターに送付すること。

⑤ その他

ア 被害受給権者であって、その住所を変更した場合であっても、次の帳票は変更前の市町村に送付するので留意すること。

- ・ 公的年金等支払報告一覧表（市町村送付）
- ・ 短期年次現況関係帳票（市町村送付用）
- ・ 介護特別徴収対象者情報（市町村通知用）

イ 今回の対応については、被害被保険者等又は被害受給権者からの申出に限る対応であるため、当該者以外から基礎年金番号変更の申出があった場合は、平成8年10月18日付け庁文発第3151号通知の第5の4により取り扱うこと。

(4) 被害被保険者等が国民年金第3号被保険者である場合の取扱いについて

① 当該被保険者が配偶者との生計維持関係がなくなったとして、当該配偶者の被扶養者でなくなった時は、国民年金第1号被保険者となるため、国民年金に係る種別変更の届出の必要がある旨を周知し、速やかに届出を行うよう説明すること。

② 被害被保険者等から種別変更届の提出があった場合の国民年金被保険者ファイルの住所については、証明書等に記載された住所を登録すること。

③ 被保険者が国民年金保険料を滞納している場合は、連帯納付義務者に対しても納付督促を行うこととなるが、滞納者が被害被保険者等であるときは、連帯納付義務者への納付督促は行わないこと。

(5) 年金加入期間等の記録照会に対する取扱い

年金加入期間等記録照会において、窓口装置等で新基礎年金番号に係る照会であることを確認したときは、本人以外の者への回答は決して行わないよう十分注意すること。

なお、配偶者又は配偶者以外の者(第三者)から委任状が添付の上、年金加入期間等の記録照会があった場合に新基礎年金番号に係る照会であることを確認したときも、決して回答は行わないよう十分注意すること。

写送付先

地方社会保険事務局事務室長
社会保険事務所長

年管管発0706第2号
平成24年7月6日

(最終改正：令和5年3月30日付け年管企発0330第10号、年管管発0330第2号)

※ 改正部分は赤字

地方厚生（支）局
年金調整（年金管理）課長 殿

厚生労働省年金局事業管理課長
(公 印 省 略)

配偶者からの暴力を受けた者に係る国民年金保険料の
免除制度の改善について

標記については「国民年金法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成24年7月6日 年管発0706第2号）をもって厚生労働省年金管理審議官から地方厚生（支）局長あて通知されたところであるが、配偶者からの暴力を受けた第1号被保険者（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年法律第13号。以下「法」という。）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けた者をいい、法第1条第3項に規定する婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下「被害被保険者」という。）に関する免除事務について日本年金機構に対し下記のとおり取り扱うことを通知したので、地方厚生（支）局においても遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、この取扱いについては、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課を通じ、各都道府県の婦人相談所等の関係機関、婦人相談員及び管内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対する周知を依頼するとともに、内閣府男女共同参画局推進課暴力対策推進室を通じ、各都道府県の配偶者暴力相談支援センター等の関係機関及び管内の市町村に対する周知を依頼することとしており、地方厚生（支）局年金調整課（年金管理課）から管内の市町村の国民年金主管課に対し当該取扱いについて周知徹底を図られたい。

記

1 特例免除の概要

国民年金法施行規則（昭和35年厚生省令12号）（以下「規則」という。）第77条の7第3号に基づき、被害被保険者からの免除申請（以下「特例免除」という。）については、配偶者の所得は審査の対象としない。

また、世帯主（被害被保険者又は配偶者が世帯主である場合を除く。以下同じ。）が、配偶者と同居している場合は、規則第77条の7第4号に基づき、同条第3号に準じて当該世帯主の所得は審査の対象としないこととする。

(1) 申請の対象者

学生納付特例の対象となる学生を除く被害被保険者であって、申請時において、配偶者からの暴力に起因して配偶者と住居が異なることにより保険料の納付が困難な者とする。

(2) 特例免除における所得の審査対象者等

被害被保険者及び世帯主の前年所得（1月から6月までに申請される場合は前々年所得、7月に申請される場合は免除の期間に応じて前年又は前々年所得）により審査する。

(3) 特例免除に係る免除承認期間等

7月から翌年の6月までの期間について、7月から翌年の7月までの間において申請することができる。

2 特例免除に係る具体的な事務処理

(1) 年金事務所における被害被保険者からの相談

被害被保険者から保険料納付に係る相談があった場合は、特例免除の説明を行うこと。特例免除は、翌年以降もあらかじめ免除申請することの申出（継続申請）は適用しないことから、毎年申請する必要があることを説明すること。

なお、住民票上の住所が配偶者と同一であって住居が異なる者について、秘密の保持の配慮について申出のない者については、申出により、秘密の保持に配慮できる旨を説明すること。

(2) 特例免除の申請（年金事務所）

特例免除については、住居地とは異なる市町村から所得証明を受ける必要

がある場合が多いことや秘密の保持の申出に係る年金事務所の事務処理を効率的に行う観点から、申請の窓口は、年金事務所を優先して案内するよう周知することとしているが、市町村に申請が行われたときは市町村で申請を受理する必要がある。このため、年金事務所と市町村との間において必要に応じて連絡調整を行い、申請の受付日が遅延しないよう協力連携を図ること。

① 申請書の記入

被害被保険者から特例免除の申請の意思表示があった際は、免除申請書の提出を求め、特例免除である旨を申請書の備考欄に記入すること。

② 世帯主と配偶者の同居・別居の別の確認

被害被保険者の住民票上の世帯主と配偶者の同居・別居の別を「配偶者と住居が異なること等の申出書（別紙1）」により確認し、その状況を免除申請書の備考欄に記入すること。

(3) 添付書類

① 配偶者と住居が異なること等の申出書

配偶者と住居が異なること等の申出書（別紙1）を添付すること。

② 初回申請時の証明書又は確認書

特例免除が承認されたことのある者及び「配偶者からの暴力を受けた者に係る国民年金、厚生年金保険及び船員保険における秘密の保持の配慮について」（平成19年2月21日庁保発0221001号）（以下「秘密の保持の配慮に関する通知」という。）に基づき、秘密の保持の配慮について申出を行い受理されている者を除き、婦人相談所が発行する、配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書（地方公共団体の判断により、婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが発行する証明書を含む。以下「証明書」という。）（別紙2）を添付すること。（証明書は、改正後の秘密の保持の配慮に関する通知の別紙1と共通の様式例である。なお、証明書における「保護」には、来所相談（電話相談を除く。）のみの場合も含まれるものであり、配偶者からの暴力を理由として保護したことを証明するものであって、配偶者からの暴力があった事実を証明するものではない。）

ただし、裁判所において発行する法第10条に基づく保護命令に係る書類等他の公的機関が発行する配偶者からの暴力を理由として保護した旨を証する書類の提示をもって証明書に代えることができること。

また、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）や地方公共団体と連携して配偶者からの暴力を受けた者の支援を行っている

民間支援団体（一時保護委託を受けている民間シェルター、配偶者暴力に関する協議会参加団体、補助金等交付団体）が発行した確認書（以下「確認書」という。）（別紙3）も、上記証明書と同様のものとして取扱う。

上記民間支援団体から確認書の提出があった場合で、所定の記載内容に不備等があり確認が必要と認められる場合は、確認書を作成した団体等や団体等が連携している地方公共団体へ連絡を行い、確認書提出の事実確認を行うこと。

なお、~~婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターにおいて、~~保護や相談の実績等によっては直ちに証明書又は確認書（以下「証明書等」という。）の発行が行えないことがあることから、その場合は、免除申請書はあらかじめ受付し、後日、証明日又は確認日が申請書の受付日から3ヶ月後以内の証明書等を提出させること（3ヶ月を過ぎても証明書等が提出されない場合は、当該申請を一般の免除申請として処理し、免除申請書の備考欄にその旨を記入すること）。

③ 住居が確認できる書類

①の申出があった住居について一定の信頼が得られると判断できる書類等の添付を求めること。

④ 所得証明

被害被保険者及び必要に応じて世帯主の所得証明を添付すること。あらかじめ所得証明が用意できていない場合等は、所得証明の取得によって被害被保険者の居住地が配偶者に知られることを恐れて所得証明を取得できないことも考えられることから、年金事務所において、被害被保険者の住民税申告先の市町村を聴取し、当該市町村に所得の照会を行う等の配慮をすること。

なお、配偶者及び配偶者と同居している世帯主の所得証明の添付については、規則第85条第3項の規定を適用し不要とすること。

⑤ その他

年金手帳等、規則等において添付が必要とされている書類。

3 被害被保険者の秘密保持の徹底について

特例免除の申請を受けた際に、秘密の保持の配慮について申出のない者であって、配偶者に対して住居等を知られないよう秘密の保持に配慮する必要がある被害被保険者であることが判明した場合は、被害被保険者に対して秘密の保持の配慮について説明を行い、当該申出を併せて受けることにより秘密保持の取扱いを徹底すること。

4 その他

特例免除の制度周知（市町村及び婦人相談所等の関係機関に対して、特例免除制度の概要を記載したチラシの設置を依頼するなど）に努めるとともに、被害被保険者から相談があった場合にはその秘密の保持を徹底し丁寧な対応を行うこと。

年管管発0901第2号

令和3年9月1日

(一部改正：令和5年3月30日付け年管企発0330第10号、年管管発0330第2号)

※ 改正部分は赤字

地方厚生(支)局

年金調整(年金管理)課長

市町村(特別区を含む。)

民生主管部(局)長

国民年金主管課(部)長

殿

厚生労働省年金局事業管理課長

(公印省略)

DV被害者に係る遺族年金等の生計同一認定要件の判断について

標記について、別添のとおり日本年金機構年金給付事業部門担当理事あて通知をしたので、御了知願いたい。

年管管発0901第1号

令和3年9月1日

(一部改正：令和5年3月30日付け年管企発0330第9号、年管管発0330第1号)

※ 改正部分は赤字

日本年金機構年金給付事業部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

(公 印 省 略)

DV被害者に係る遺族年金等の生計同一認定要件の判断について

生計同一に関する認定要件（以下「生計同一認定要件」という。）については、「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」（平成23年3月23日年発0323第1号。以下「平成23年通知」という。）により取り扱われている。

また、配偶者からの暴力（以下「DV」という。）の被害者の場合、DVを避けるために一時的な別居が必要になる場合があることから、裁判例を踏まえつつ、DV被害者に係る遺族年金等の生計同一認定要件の判断に当たっての留意事項について、「DV被害者に係る遺族年金等の生計同一認定要件の判断について」（令和元年10月3日厚生労働省年金局事業管理課長事務連絡。以下「令和元年10月事務連絡」という。）のとおり、示したところである。

今般、令和元年10月事務連絡の内容に基づくとともに、令和元年10月事務連絡後の裁判例及び認定事例を踏まえつつ、平成23年通知1(1)ただし書及び3(1)①ウ(イ)に則り、下記のとおり、DV被害者に係る遺族年金等の生計同一認定要件の判断に当たっての留意事項を定め、令和3年10月1日から適用することとしたので通知する。

なお、本通知の適用に伴い、令和元年10月事務連絡は、令和3年9月30日をもって廃止する。

記

1 被保険者等の死亡時において以下の①から⑤までのいずれかに該当するために被保険者等と住民票上の住所を異にしている者については、DV被害者であるという事情を勘案して、被保険者等の死亡時という一時点の事情のみならず、別居期間の長短、別居の原因やその解消の可能性、経済的な援助の有無や定期的な音信・訪問の有無等を総合的に考慮して、平成23年通知3(1)①ウ(イ)に該当するかどうかを判断する。

① 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第

31号。以下「DV防止法」という。)に基づき裁判所が行う保護命令に係るDV被害者であること。

- ② 婦人相談所、民間シェルター、母子生活支援施設等において一時保護されているDV被害者であること。
- ③ DVからの保護を受けるために、婦人保護施設、母子生活支援施設等に入所しているDV被害者であること。
- ④ DVを契機として、秘密保持のために基礎年金番号が変更されているDV被害者であること。
- ⑤ 公的機関その他これに準ずる支援機関が発行する証明書又は確認書等を通じて、①から④までの者に準ずると認められるDV被害者であること。

2 1の①、②、③及び⑤に該当するかどうかについては、裁判所が発行する保護命令に係る証明書、配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書又は公的機関その他これに準ずる支援機関が発行する確認書（「配偶者からの暴力を受けた者に係る国民年金、厚生年金保険及び船員保険における秘密の保持の配慮について」（平成19年2月21日庁保発第0221001号）の別紙1又は別紙2をいう。）、住民基本台帳事務における支援措置申出書（相談機関等の意見等によってDV被害者であることが証明されているものに限る。）の写し又は公的機関その他これに準ずる支援機関が発行する証明書を通じて、確認を行う。なお、1の④に該当する場合は、証明書又は確認書を通じた確認は不要とする。

3 DV被害に関わり得る場合であっても、一時的な別居状態を超えて、消費生活上の家計を異にする状態（経済的な援助も、音信も訪問もない状態）が長期間（おおむね5年を超える期間）継続し固定化しているような場合については、原則として、平成23年通知3(1)①ウ（イ）に該当していないものとして取り扱う。ただし、長期間（おおむね5年を超える期間）となった別居期間において、経済的な援助又は音信や訪問が行われている状態に準ずる状態であると認められる場合には、この限りではない。

4 1から3までの規定により生計同一認定要件の判断を行うことが実態と著しく懸け離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなる場合にあっては、1から3までの規定にかかわらず、当該個別事案における個別の事情を総合的に考慮して、被保険者等の死亡の当時その者と生計を同じくしていたかどうかを個別に判断する。